三　国民年金の被保険者及びかつて国民年金の被保険者であったことがある者にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号

四　（略）

五　老齢基礎年金等の受給権者である者にあっては、個人番号又は基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

三　生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該申出者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）

四～六　（略）

3　（略）

（特例追納の申出等）

第十五条　令第九条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二・三　（略）

四　個人番号又は基礎年金番号

2　（略）

（繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求）

第十五条の二　令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金（以下「繰上げ年金」という。）の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して機構に提出することによって行わなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2　（略）

（老齢基礎年金等の額の改定の請求）

第十六条　令第十九条第二項の規定による老齢基礎年金等の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

三　国民年金の被保険者及びかつて国民年金の被保険者であったことがある者にあっては、基礎年金番号

四　（略）

五　老齢基礎年金等の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

三　生年月日を明らかにすることができる書類

四～六　（略）

3　（略）

（特例追納の申出等）

第十五条　令第九条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによって行わなければならない。

一　氏名及び住所

二・三　（略）

四　基礎年金番号

2　（略）

（繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求）

第十五条の二　令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金（以下「繰上げ年金」という。）の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して機構に提出することによって行わなければならない。

一　（略）

二　基礎年金番号

三　（略）

2　（略）

（老齢基礎年金等の額の改定の請求）

第十六条　令第十九条第二項の規定による老齢基礎年金等の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　（略）